

先行技術調査費用助成支援事業のご紹介

【特許出願前でも利用可能です】

自社で開発した技術の特許権により保護することは重要なことですが、既に他社によって権利化されている可能性が考えられます。研究開発にかかる経費や時間、労力を無駄にしないためにも事前に先行技術調査を行うことは非常に重要です。

当センターでは、先行技術調査にかかる支援を下記の内容により実施いたしますので、是非ご利用ください。

支援内容

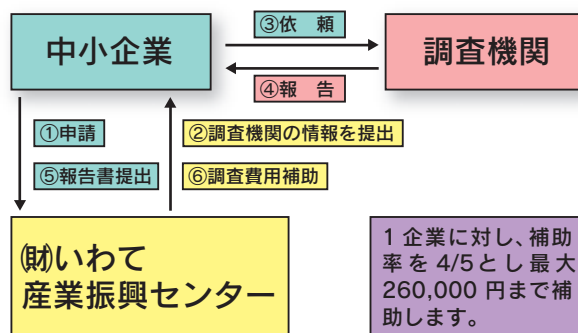
本事業では、先行技術調査に要する費用について、1企業に対し年1回のみ利用、補助率を4/5とし、最大260,000円まで補助します。申請の手順については右記スキームの手順を想定しております。

※本事業は、先行技術調査実施による知財戦略の構築を目的としているため、申請書・報告書には知財戦略を記入して頂き、その内容により支援の可否を判断いたします。

対象企業

岩手県内に事業所があり、中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

事業スキーム



- ① 企業が当センターに申請書を提出します
- ② 当センターが先行技術調査を行っている機関の情報を提供します
- ③ 企業が調査機関に調査の依頼をします
- ④ 調査機関から報告書を受け取ります
- ⑤ 当センターに報告書を提出します
- ⑥ 提出して頂いた後、調査費用の補助をします

見つけよう！発信しよう！岩手の知財！『グローバル化』

地域中小企業外国出願支援事業のご案内



岩手の知財を育てよう!!

現在、国内の中小企業において自社の技術・商品を活用した海外戦略が急激に進んでおります。当センターではこのような知財のグローバル化を視野に入れている岩手県内の中小企業を対象として、外国出願費用の支援事業を実施いたします。

支援内容

本事業の助成対象となる外国出願の詳細は下記の通りです。

- ① 特許出願のみを対象とします（意匠・商標・実用新案は対象外）
- ② 外国特許庁への出願時に要した費用を助成いたします（翻訳費・外国出願料・外国代理人費用・手数料等）
※国内出願費用、PCT出願費用、国内出願・PCT出願の弁理士費用は認められません。
- ③ 当センターへの応募段階において日本国に特許出願（PCT出願を含む）していること
※以下のものが対象です。
(1)日本国特許庁に対しPCTを出願した者で（年度内に）外国特許庁に出願を行う者
(2)日本国特許庁に国内出願した者で（年度内）優先権を主張して外国特許庁に出願を行う者
※日本国特許庁への出願は、当該年度内である必要はありません。
- ④③ に関する外国出願であれば、複数国への外国出願に要する費用も助成対象。

補助金の詳細

費用の2/3の補助を行い、上限は100万円とします。

（例：150万円の費用がかかった場合）

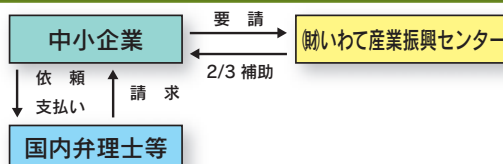
企業負担：50万円 センター負担：100万円

対象企業

岩手県内の中小企業であること

締め切り **10月30日（金）**

事業スキーム



見つけよう！発信しよう！岩手の知財！

お問い合わせ・お申し込み先

助いわて産業振興センター

新事業・研究開発支援グループ 担当／山根・工藤

TEL 019-631-3825 FAX 019-631-3830